

持続可能な社会の創り手育成業務委託企画提案競技実施要領
(次世代へつなぐ祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク普及啓発事業)

1 目的

持続可能な社会の創り手育成業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の内容

持続可能な社会の創り手育成業務委託仕様書による。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 契約上限額

3, 136, 000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 提出及び問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館3階）

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 地域総合調整担当 （担当：上園）

TEL：0985-26-7035 FAX 0985-26-7353

E-mail：chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp

6 企画提案競技参加資格要件

本企画提案競技に参加しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者で、本業務について、十分な業務遂行能力を有する者。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するための拠点（支店等を含む。）を県内に有する者。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (6) 県税に未納がない者。
- (7) この公示の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。

- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

7 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

8 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 公告 | 令和 7 年 4 月 16 日（水） |
| (2) 参加申込書受付期限 | 令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時 |
| (5) 審査結果の通知 | 令和 7 年 5 月下旬 |

9 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込みを行うこと。

- (1) 提出場所 本要領 5 の場所
- (2) 提出期限 令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時まで（必着）
（郵送の場合も必着とする。）
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 代理人を選定した場合は、委任状（様式第 2 号）
- (5) その他
 - ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
 - イ 電子メールにより参加申込書を提出した者は、当日午後 5 時までに、郵送により参加申込書を提出した者は、申込日翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに本要領 5 の問い合わせ先に電話で提出状況の確認を行うこと。
 - ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 3 号）を持参又は郵送により提出すること。
また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。
 - エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDF とする。

10 質問及び回答

- (1) 質問

ア 質問書の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を本要領5の担当課へ電子メールで提出すること。

イ 受付期限

令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）

(2) 回答

軽微なものを除き、質問受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

11 企画提案書の作成及び提出書類

(1) 提出書類

下記アからカまでを1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

ア 企画提案競技申請書（様式第5号）

イ 企画提案書

ウ 見積書

- ① 見積書は任意様式でかまわない。
- ② 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
- ③ 企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。
- ④ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

エ 業務実績

既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額）がわかるように記載すること。

オ 誓約書（様式第6号）

カ 会社概要

(2) 企画書の提出方法

ア 提出場所 本要領5の場所

イ 提出期限 令和7年5月19日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

(3) 作成に当たっての留意点

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 企画書はA4判（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）とし、提出部数は5部（正本1部、副本4部）とする。パンフレット類等の添付資料も5部準備し、別綴りとする。

ウ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。

エ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

オ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

カ 作成した広告物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

1 2 審査

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画提案をした1者を受託候補者として選定する。なお、審査基準は「持続可能な社会の創り手育成業務委託仕様書」「審査基準書」による。

1 3 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

1 4 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなった者。
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者。
- (3) 2件以上の企画提案をした者。
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者。
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者。
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者。
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反した者。

1 5 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。

なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

- (4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年3月21日規則第2号）による。